

別府市監査委員告示第2号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課 水道局
建設部 都市政策課、建築指導課
福祉保健部 健康づくり推進課

平成25年 3月21日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 堀 本 博 行

同 高 森 克 史

監 査 報 告 書

1 監査の対象及び期間

水道局

監査期間 平成 24 年 4 月 4 日から平成 24 年 6 月 1 日

建設部 都市政策課

監査期間 平成 24 年 9 月 3 日から平成 24 年 9 月 28 日

福祉保健部 健康づくり推進課

監査期間 平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 11 月 2 日

建設部 建築指導課

監査期間 平成 25 年 2 月 7 日から平成 25 年 3 月 15 日

2 監査を実施した委員	別府市監査委員	惠 良 寧
	同	堀 本 博 行
	同	高 森 克 史

3 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取して行った。

なお、惠良寧監査委員は平成 24 年 7 月 1 日就任につき、平成 24 年 6 月 30 日までの監査は櫻井美也子前監査委員が実施した。

4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(水道局関係)

(1) 緊急呼出手当の支給について

緊急呼出手当の支給については、時間外勤務命令が発令されていないもの、支給要件を満たしているのに手当が支給されていないものが確認された。

当該業務の所属長への報告や手当支給の際のチェック方法について検討されたい。

(2) 業務委託契約について

水道局契約事務規程第 36 条に規定する予定価格調書が作成されていないもの、契約人決定日の決裁日と契約日が異なっているもの、契約書中支払い月額の記載が漏れているもの、契約書の内容が実態と異なっているものや表現があいまいで不明瞭なもの

など、多くの事務処理上不適切な点が見受けられた。

随意契約により契約しているものでその理由として「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる」としながら、前年度契約の 1.4 倍近くの金額で契約しているケースがあった。

また、別府市管工事協同組合と締結している待機業務委託については、待機の方法や場所、予定価格作成のための積算方法等検討すべき点があり、見直しが必要である。

随意契約は、あくまで特殊な契約方法であるので、締結する際には、随意契約理由を十分検討するとともに、適正な契約金額となるよう予定価格の設定等十分精査されたい。

(3) 水道料金の収納について

ア 検針及び水道料金の調定について

船舶給水については、毎日、検針業務の受託者からの報告を義務付けているが、使用していないメーターについては船舶給水台帳に変更等がないため報告がなされていなかった。平成 24 年度からは、船舶給水台帳についても毎月全ての台帳の報告を受けるように見直され、調定資料についても見直されたが、今後も検針及び水道料金調定について適切な事務処理に努められたい。

イ 滞納整理について

滞納整理については毎月の催告書の発送や相手方への電話催告、訪問催告等により水道料金等支払計画書を交わし分納誓約が見られた事例等、担当者の努力による一定の成果は確認できた。

水道料金等徴収業務は平成 24 年 2 月より民間委託されているが、滞納整理にあたっては、これまでのノウハウを継承し、引き続き収納率の維持向上に向けて受託業者を指導するとともに、水道はライフラインの中でもっとも市民生活に影響を与えるものであるため、給水停止措置等慎重な対応が取られるべく十分な管理指導を徹底されたい。

(4) 現金管理について

ア 領収書の取扱いについて

窓口等で発行する領収書は、本来、納入通知書の領収書に替わるものとして交付するものであるが、領収書を確認したところ、書損分の領収書の紛失、各種記入漏れ及び金額誤謬並びに金額欄の訂正等、不適切な取扱いが見受けられた。これらは納入者を混乱させるだけでなく、現金の取扱いに対し疑いがもたれるようなものであるので、領収書を取り扱う全職員への指導を徹底し、至急是正されたい。

使用済み領収書について、使用枚数・書損枚数・残枚数（未使用分）の確認をしているが、残枚数（未使用分）を含む領収書の冊子の無効処理等をしていない。不正使用防止のためにも、使用済み領収書については冊子全ての内容の確認及び無効

処理の実施等、適正な保管に努められたい。

イ つり銭について

「収納事務つり銭資金前渡者名簿」の受領印に本人以外の者が押印しているものがみられた。また、現金の取扱い状況を確認したところ、つり銭を営業課料金係全職員に振り分けていたが、職員それぞれが管理する必要性はない。資金前渡者及びつり銭管理の方法等について再考されたい。

過誤納還付金について、窓口に請求に来たものに現金で支払う際、つり銭から支払っていた。つり銭とはあくまで現金を収納する際に必要なつり銭又は両替等のための準備資金であるため、つり銭から還付金を支払う行為は不適切であり、還付金の支払い方法を検討されたい。

(5) 福祉還付について

ア 申請書及び審査等について

水道料金福祉還付申請書記載内容、審査結果にともなう承認・不承認の決定事務については一部規定等にそぐわない事例がみられたが、おおむね適正に執行されていた。

イ 口座振替引落不納分の還付先について

口座振替引落不能の対象者に通知書を送付後判明した還付先について、一部対象者との続き柄が不明である事例がみられた。このうち対象者が死亡している場合は相続人に還付するのが相当であるが、続き柄が不明である事例がみられた。

制度の公正化及び事務の効率化のためにも、事務取扱要領の見直しをされたい。

(6) 工事請負費について

ア 工事請負関係の様式等については市の契約検査課と協議の中で同様の様式を使用するとされているが、異なった様式が一部あることから見直しをされたい。また、文書受付・発送等、別府市水道局文書管理規程に基づき処理されたい。

イ 別府市水道局事務決裁規程第3条（決裁の順序）第2項に予算の執行に関係ある事項及び新たに財政的負担を伴う事項について決裁を受ける場合は、管理課長に合議しなければならないとされているが、一部管理課長の合議がない決裁が見受けられた。

ウ 契約書に添付された特約条項については、別府市水道局公共工事請負契約約款中第38条 部分払が削除されていることから別紙（特約条項の中間前金払を適用する）の添付は必要がないと考える。

エ 設計に際し、事前調査等不足、関係機関との連絡・調整・協議不足が原因による工事変更が見受けられた。

オ 変更契約によって不要となった材料を引き取る場合の資産処理を適正に行われたい。

カ 変更契約の取扱いについては、当初契約金額の3割を超えて減額変更となる契約

が変更事由が発生した時点ではなく、工期末に締結されていた。変更契約については平成 22 年 12 月 3 日付契約検査課長名でその取扱いについて通知がなされているので、同通知に沿って適正な事務処理に努められたい。

キ 本来一の工事を理由もなく分割して発注していた。

適正な契約事務に努められたい。

ク 随意契約によることができる場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 に規定されているが、随意契約理由が施行令と合致せず不適切と思われるものが見受けられた。

また、随意契約による場合でも、特命随意契約以外は二者以上から見積書を徴し、一者で随意契約を行う場合は、必ずその理由を明らかにすべきである。

ケ 契約金額が 20 万円以内の工事に係る見積、請求書に数量及び単位がなく一式と表示されているのみであった。積算根拠となる出来高数量を明記するよう業者指導されたい。

(7) 有形固定資産について

ア 固定資産の廃棄について、用途廃止決裁後の廃棄の決裁を受けていないもの、売却・廃棄後に管理者への報告を行っていないものが見られた。

イ 固定資産の耐用年数について、地方公営企業法施行規則別表第二号に規定された耐用年数に当てはまらないものが見られた。

関係規定に基づき適切な事務処理を行われたい。

(8) たな卸資産について

ア 材料・部品等の購入にあたっては、その性質からそれが貯蔵品と直購入物品とのどちらにあたるのかの区分を明確にしたうえで水道局会計規程に基づき事務処理を行われたい。

イ 出庫伝票について企業出納員の決裁がなされていなかった。水道局会計規程に基づく事務処理を行われたい。

ウ 貯蔵品については年間使用数量に比して保管数量が著しく多く、水道局が直接施工する工事が減少している現況においては大量の貯蔵品を保管することは、不効率であると同時に、劣化等が進み損失を被ることも予想される。

これらのことを考慮して貯蔵品については現状の使用の実態をもとに必要性について整理をし、水道局会計規程第 72 条に規定された処分についても検討されたい。

(9) 行政財産の使用許可について

ア 行政財産の使用許可等に関し、使用物件の内容や期間、使用料等を一元的に管理するため、公有財産貸付台帳を整備されたい。

イ 行政財産の使用許可や使用料減免の決定にあたっては、使用許可や減免決定の根拠や理由を明らかにするとともに、使用料の算定に必要な書類等の添付を申請者に

求められたい。

また、使用料を免除する物件についても一旦使用料を算定し、使用料の額を明らかにしたうえで免除されたい。

なお、行政財産の使用許可や使用料の徴収にあたり、従来の使用許可、使用料の徴収で対応し得ないものも見られた。これらについては地方自治法 238 条の 4 第 2 項に規定する行政財産の貸付けの適用も視野に入れて検討されたい。

ウ 行政財産から普通財産へ変更となっている土地については、普通財産貸付の手続をとると同時に、地域水道ビジョンで定めている方針に沿ってその有効活用策を検討されたい。

エ 現在、行政財産使用許可及び使用料に係る事務処理については、おおむね「別府市公有財産規則」、「別府市使用料の徴収に関する条例」等市長部局の規定を準用して行われているが、その準用規定や地方公営企業法第 33 条第 3 項に基づく使用料に関する事項の定めがないなど規定が整備されていない。関係規定を整備し水道局として統一した事務処理を実施されたい。

(都市政策課関係)

(1) 歳入について

ア 都市計画図売払収入について

売払金の取扱いについて、件数、金額が少ないことから、売払金を長いもので 9 日分まとめて銀行に納入していた。売払金の納入について、別府市会計事務規則第 24 条第 2 項の規定を遵守されたい。

都市計画図及び白図の有償頒布及びその売払価格決定方法については、不明であり、少なくとも 20 年程、価格についての改定は行われてない。新たに、都市計画図等を作成した時点で、都市計画図及び白図の有償頒布及び実費相当の売払額の決定等、市長の決裁を受け徴収するべきである。

イ 土地等使用料について

別府市行政財産使用料減免規則第 2 条による減免の決定の際、同第 3 条に規定する「行政財産使用料減免申請書」(様式 1 号)及び、同第 4 条に規定する「行政財産使用料減免決定通知書」(様式第 2 号)に「規定使用料」、「減免する額」、「減免後の使用料」が記入(算定)されていないものがあった。規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(2) 負担金について

負担金の支払いに関し、加入団体から受ける給付の状況について確認を行った結果、加入団体主催の研修会への参加や各種情報の収集などおおむね一定の受益を得ていたが、負担金の額に比して受けた給付の内容が乏しいと思われる事例も見られた。

受益の程度や内容等を再検証して必要性の低いものについては継続加入の可否を検討されたい。

(3) 工事請負費について

餅ヶ浜栈橋転落防止柵補修工事を執行後、工期内に門扉改修工事、救命浮輪取付工事の2件の工事を同一現場内で新規に発注している。

これらの工事は一括発注が可能と思われる、当初の転落防止柵補修工事の設計に際し事前調査不足と考える。経費節減の視点をもって工事を執行されたい。

(4) 地籍調査に要する経費について

ア 消耗品費として基準点、筆界点の管理のためアルミナンバープレートを購入し、プレートは委託業者に引き渡しているが、受払簿が作成されていない。

イ 郵便切手受払簿については、別府市文書管理規程に基づき処理されているが、摘要欄などで発送先別の件数及び切手の料金が確認できない。使用枚数の適正性を確認するため摘要欄に明細の記入を要望する。

ウ 戸籍の請求伺に請求件数の誤謬や請求市町村の一覧表が添付されていない事例が見られた。また、戸籍謄本等の收受について受付台帳等が作成されていない。

エ 委託業務の完了届については、契約書第12条に受注者は、当該月における委託業務が完了したときは、委託業務完了届を、遅滞なく発注者に対して提出しなければならないとされているが、8月分は3か月、9月分については2か月経過して提出されていた。

以上のことについて、関係規定に基づき適正な事務処理を行うとともに、事務の正確性や効率性を考慮して要望事項についても見直しを検討されたい。

(健康づくり推進課関係)

(1) 栄養改善事業調理実習参加者負担金について

栄養改善事業調理実習参加者負担金(食材費)として分任出納員が収納した現金を速やかに指定金融機関に払い込んでいないものが見受けられた。別府市会計事務規則第24条第2項の規定を遵守すべきである。

(2) 委託料について

契約事務については、契約の相手方から提出された書類の日付の記載漏れ、決裁文書の決裁印漏れ等不適切な箇所が多く見られた。

随意契約において随意契約理由の説明が不十分と思われるもの、契約書中、業務内容の規定等見直しが必要と思われるものが数件見られた。

上記見直しを含め、適切な契約事務に努められたい。

また、各契約業務における事業実績、支払実績と財務会計との照合が十分になされていなかった。事業担当と支出業務担当と連携を図り、決算事務に支障のないよう事務改善を図られたい。

なお、在宅当番医制調整事業に関する委託業務については契約金額がその業務内容に比して甚だしく高額であると思われるので積算の根拠を分析し、見直しを検討されたい。

(3) 補助金、助成金について

ア 補助金について

別府市補助金等交付規則第 9 条で事業者に対し、決算終了後 1 か月以内の事業実績報告書の提出を義務付けているが提出が遅延していた。

当該団体の総会開催時期などにより遅延するものがあることは理解できるが、今後も早期の事業実績報告の提出を指導されたい。

事業実績報告書は、事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを確認し、交付すべき補助金の額を確定する根拠となるものであるが、事業実績報告書を供覧しただけで補助金額の確定作業を行っていなかった。

別府市補助金等交付規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

イ 助成金について

日常生活用具給付費について、給付台帳が整備されていなかった。別府市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱第 9 条及び、別府市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第 9 条の規定を遵守されたい。

女性特有のがん検診助成金について、申請時に提出を義務付けた書類を別ファイルに保存している等の理由により決裁時に未添付のものが多く見られた。また、書類の提出が困難なものについては、実施機関に確認又は集団検診報告書で確認したとのことであったが、決裁文書に交付金額の根拠となる事項についての説明や報告書等の根拠書類の写しの添付がなされていなかった。

女性特有のがん検診推進事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定を遵守し、適正な支給事務に努められたい。

妊婦一般健康診査助成金等を、償還払いにより支給しているが、支給根拠や要件が明白でなく、事業の実施伺いの中で償還払いについて記載をしているのみであった。

適正な交付事務の遂行のためにも、交付要綱の制定を検討されたい。

(4) 物品の購入管理、資産の管理について

ア 備品について

所管換手続きなく移動している備品等が存在していることから早急に物品取扱規

則に基づく所管換等の手続きを検討されたい。なお、災害用備蓄品については、別府市役所事務分掌規則と災害対策部所管事務の分掌事務内容等考慮し、所管部署や管理方法等について関係各課と協議されたい。また、その他備品については、一部存在しない備品が見受けられたので、備品管理台帳と現物の照合を行うなど、備品の適正管理に努められたい。

イ 公有財産使用許可について

規則で定められている様式中、記載すべき事項の記入がないもの、使用申請時期が規則に反している届、使用変更の申請及び承認が処理されていないものが一部見受けられたことから規則に基づいた適正な事務処理を行われたい。

最後に、全項目の共通事項として、この度の監査において関係書類を審査するに当たり書類の整理ができていないため多くの時間を要した。文書については、必要なとき目的の文書がすぐ取り出せるように常に整理に心がけ、文書管理規程に沿った適正な事務処理に努められたい。

(建築指導課関係)

(1) 旅費（費用弁償、普通旅費）の支出事務について

おおむね適正に処理されていたが、条例に定められた額を故意に減じた旅行命令があった。関係各課において、より厳正な事務執行が望まれる。

復命については、決裁区分に誤りがあるもの、決裁年月日が記入されていないものがあった。

外勤及び隣接郡市等への旅行については、決裁がなされておらず、記載漏れが見られた。

(2) 手数料の収納について

手数料の収納に関する事務についてはおおむね適正に執行されていたが、収納された手数料の指定金融機関への払込が遅延しているものが見られた。別府市会計事務規則第24条第2項の規定に基づき収納後は速やかに払込をされたい。

また、つり銭については「つり銭の交付、保管その他の事務の取り扱いについて」(平成20年4月1日別府市会計管理者訓令第1号)に基づき会計管理者から交付を受けて事務を執行されたい。

(3) 別府市木造住宅耐震化促進事業補助金について

交付申請書及び完了報告書の受付時に、書類の不備等が見られるため、別府市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱を遵守し、提出書類について精査されたい。

耐震診断及び耐震改修工事に誤りのないよう、耐震診断結果及び耐震診断計画の内容を点検し再計算することや、改修工事後の点検及び現況調査等は重要であると

考えるが、別府市から補助金を受ける場合、交付決定されないと耐震診断及び耐震改修工事を実施することができず、また、補助金額が確定されないと交付請求ができないため、出来るだけ速やかに事務処理が進むよう努められたい。